

検討に当たっての論点

論点 1：検討対象の範囲

(1) 基本的な方針

昭和47年の「異字同訓」の漢字の用法」及び平成22年の「異字同訓」の漢字の用法例（追加字種・追加音訓関連）」を合わせ、更に必要な項目を追加する。なお、昭和47年のものと平成22年のものは項目として全て残すことを原則とする。

(2) 追加する項目の候補

配布資料3にあるとおり。

(3) 表外訓と関わる訓の扱い

表外訓と関わる範囲は対象とせず、常用漢字表の表内訓の範囲だけを検討対象とする。具体的には、「あずかる」という訓の場合、表外訓の「与る」との関係が生じるが、そのようなところでまで検討対象は広げない。

論点 2：具体的な示し方

(1) 作成する資料のイメージ

全体を表形式とし、項目ごとに、例文を示すとともに備考欄を設ける。

(2) 前書きのイメージ

前書きは、昭和47年の「異字同訓」の漢字の用法」に付されている程度の簡単なものとし、これまでの国語施策の経緯であるとか、異字同訓を使い分けるとき考え方といった総論的なものは書かない。なお、昭和47年の前書きの3の内容については、例を加えて分かりやすい記述となるように改める。

(3) 解説に関する基本方針

(ア) 可能な限り、解説を付ける方向で考える。

(イ) 長い解説は、読み手の負担になるという観点から避け、使い分けのポイントになるところだけを簡潔に示すこととする。

(ウ) 項目によっては、使い分けのポイントとなる、対となる漢字を中心に示す。

例) あたたかい：温かい⇔冷たい、暖かい⇔寒い・涼しい

(エ) 解説は、できるだけ漢語を使わない方向で、分かりやすく書くよう努める。

論点 3：その他確認すべき方針

(1) 同語異表記（例えば、「かたよる（偏る⇔片寄る）、たまご（卵⇔玉子）」などは検討の対象としない、という方針でよいか。

(2) 解説中に「仮名書き」を推奨するような記述があってもよいか。例えば、「におい（匂い⇔臭い）」の書き分けにおいて、いい匂いとも悪い臭いとも言えないものについては、「仮名書きでよい」といった解説を付けることをどう考えるか。